

政策4

人の和でつくる 自然と都市が調和した快適なまち

- 施策1 自然と共生するまち
- 施策2 道路・交通ネットワークの充実
- 施策3 快適な居住環境の整備
- 施策4 安全で安定した水の供給
- 施策5 生活衛生の向上
- 施策6 環境にやさしい循環型社会の構築
- 施策7 防災・救急体制の充実
- 施策8 安全・安心なまちづくりの推進

施策1 自然と共生するまち

施策のめざす方向

自然環境と調和した適正な土地利用の規制・誘導を図るとともに、市民等との協働により自然環境の保全・回復や負荷低減に取り組むことを通して、自然と共生するまちづくりを進めます。

経緯・現状

- ・名護市は海・山・川が織りなす豊かな自然環境に恵まれており、「土地利用調整基本計画」や「都市計画マスタープラン」、「名護市景観計画」、「名護市みどりの基本計画」等を策定し、自然環境と調和した土地利用の誘導等に努めてきました。
- ・名護市においても、用途地域^{*1}の周辺に広がる白地地域^{*2}で無秩序な宅地化や開発が進みつつあり、居住環境の悪化等が懸念されています。
- ・山間地や海浜、河川でのごみの不法投棄等が見られます。

【施策に関する市民の声】

- ・市民アンケート調査によると、本市の住み良い理由は「美しい自然に囲まれ、環境が良いから」が最も多い。
- ・自然環境を大事にしている市民が多い。
- ・自然を壊さずに、自然と共存した環境づくりを望む。
- ・海や山、川にごみが捨てられている。
- ・身近に海や山などの豊かな自然環境があるのに、うまく活用されていない。
- ・地域の清掃活動等への若者の参加が少ない。
- ・清掃活動など、市民参加型の活動プロジェクトがあると参加しやすいので検討してほしい。

課題

- ・自然環境に配慮した土地利用の適正な誘導
- ・白地地域での適正な土地利用規制・誘導による健全な都市環境の確保
- ・地域と連携した自然環境保全活動の促進
- ・河川・海岸整備における自然環境や生態系への負荷低減、親水性の確保



市民の皆さんによる海岸清掃



喜瀬の水田

1. 自然環境と調和した土地利用の適正な規制・誘導

- 本市の有する豊かな自然環境の保全を基軸としながら、自然環境と調和した土地利用の誘導を図るため、引き続き「都市計画マスタープラン」等に基づく開発と保全との調整を行うとともに、各種土地利用誘導手法による土地利用の適正化に努めます。
- 土地利用に関する各種法令等に基づき、関係機関との連携により、開発行為等による赤土の流出防止を図る等、自然環境の負荷低減に努めます。
- 白地地域においては、各種法令等に基づき適正な土地利用の規制・誘導に努め、市街地の無秩序な拡大を抑え、都市部と自然環境のバランスの取れた土地利用を進めます。
- 不法な個人墳墓の設置が行われないよう、市民との協働の下での監視及び適切な誘導に努めます。また、墓地の適切かつ計画的な設置等を図るため、墓地基本計画の策定に取り組みます。

2. 自然環境の保全・回復に向けた取組の推進

- 地域住民による海岸清掃活動や自然保全・再生活動を促進しつつ、引き続き必要な支援等を行いながら、地域と行政との協働による自然地の保全・回復に努めます。
- 河川整備や海岸整備に当たっては、沖縄県等関係機関との連携の下で、地域特性や防災性を考慮しつつ、自然環境への負荷低減、親水性の確保に努めます。
- 本市の多様性あふれる生態系を守るため、関係機関との連携によって、外来種の放逐・移入・拡大防止に向けた啓発を行います。

◆重点的に取り組む活動

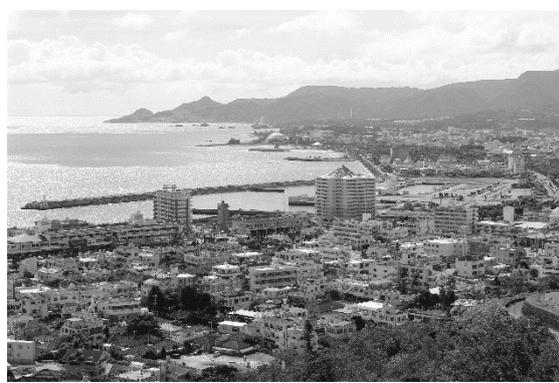
- 関係機関との連携による赤土流出防止の強化
- 白地地域における各種法令等に基づいた適正な土地利用の規制・誘導等による市街地の無秩序な拡大の抑制

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
土地利用に伴う赤土流出苦情件数	6件	減少



幸地川



市街地を望む眺望

用語解説

- ※1 用途地域：都市の計画的な土地利用を実現するため、住居系(7区分)・商業系(2区分)・工業系(3区分)の用途別に定めた地域の総称で、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び高さについて制限を行う。(住宅、商業施設、工場など、建物の使い方や規模(建ぺい・容積等)がある程度決まっている地域)
- ※2 白地地域：都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の個別規制法による土地利用規制が相対的にゆるやかな地域。(建物の使い方や規模の制限が比較的ゆるやかな地域)

施策2 道路・交通ネットワークの充実

施策のめざす方向

地域間交流や産業・経済活動の活性化につながる道路・交通ネットワークの充実を図ります。また、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、市民との連携の下で道路環境の維持管理等を進めるとともに、利便性の高い公共交通システムの確立を図ります。

経緯・現状

- 道路は、活力ある経済活動や快適な日常生活を支える上で重要な社会資本であり、その効率的・効果的な整備と適切な維持管理が重要です。
- 本市においては「名護市道路整備プログラム」に基づき、計画的な道路整備を進めてきましたが、昨今の厳しい社会経済情勢の中で、今後はより効率的・効果的な整備及び維持管理の充実等に努める必要があります。
- また、道路施設の管理は、行政のみでは十分に対応できていない状況にあります。こうしたなか、一部地域では、自治会による自主的な草刈りや清掃作業等が行われており、市ではそれらの活動に対し必要な協力を行っています。
- 本市では、健康によく環境にやさしい自転車を活用したまちづくりに向けて取り組んでおり、国道58号バスターミナル前交差点附近～大南交番交差点附近までの約1.0kmの整備をはじめ、市内各地で自転車専用レーンの整備等を進めています。
- 公共交通については、北部地域交通体系基本計画を踏まえつつ、コミュニティバス^{*1}の導入等、本市の新たな公共交通システムの導入について検討が求められています。

【施策に関する市民の声】

- 舗装されていない道路がある。
- 道路の整備や拡張工事をしてほしい。
- 道路植栽の手入れが不十分。
- 道路に木陰が少ない。
- 路上駐車が交通の妨げになっている。
- 夜の国道を走るバイク等による騒音がひどい。
- 公共交通の便が悪く高齢者等はタクシーを利用しなければならないので、負担になっている。特に東海岸で不便を感じる。
- 交通弱者のために、採算が取れなくてもコミュニティバスの導入が必要である。
- ツール・ド・おきなわが実施される街なので、自転車を利用しやすいまちづくりを進めてほしい。
- 鉄道があれば中南部へも行きやすくなるので、導入を進めてほしい。

課

題

- 効率的・効果的な道路整備事業及び適切な維持管理の推進
- 地域住民と行政との連携による道路附帯施設の整備、維持管理等の推進
- 自転車を活用したまちづくりの推進
- 歩行空間の安全性確保
- 交通弱者に配慮した公共交通システムの実現
- 鉄軌道の導入促進に向けた働きかけ

具体的な取組

1. 計画的かつ効率的・効果的な道路整備及び適切な維持管理の推進

- 「名護市道路整備プログラム」に基づき、道路整備の有効性や必要性、地域の意見等を考慮しつつ、透明性及び公平性を確保しながら、より計画的かつ効率的・効果的な道路整備を進めます。
- 既存施設の適切な維持管理や耐震化等による施設の長寿命化に努めます。

2. 安心・快適な道路環境の整備

- 誰もが安心して快適に歩くことができるよう、道路の状況に応じ、歩道の設置・拡幅やバリアフリー化※²を進めます。
- 歩行空間の快適性確保や景観向上等のほか、防災機能の向上に資する無電柱化を進めます。
- 地域での自主的な清掃活動への支援を行うとともに、地域住民との協働による道路附帯施設の適切な維持管理を進めます。また、道路植栽の整備や樹種選定に当たっては、地域住民等の意見も踏まえながら進めます。
- 「自転車リーフレット（名護市自転車まちづくり）」に位置づけられた優先路線を対象に自転車レーンの整備を進めるとともに、市民への周知啓発を図り自転車の利用を促すなど、健康によく環境にやさしい自転車を活用したまちづくりに取り組みます。

3. 公共交通システムの確立

- 交通弱者や公共交通が不便な地域の交通手段を確保するため、その地域に適した新たな公共交通システムの導入に向け、コミュニティバス等の運行実現に取り組みます。
- 沖縄県へ必要な要請を行うなど、鉄軌道導入促進に向けた取り組みに努めます。

◆重点的に取り組む活動

- 地域に適した公共交通システムの導入実現
- 自転車の利用促進と自転車を活用したまちづくりの推進

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
平成 24 年度を基準年とする街路事業整備率 (平成 26 年度以降新規採択事業を除く)	20.3%	100%
平成 24 年度を基準年とする道路事業整備率 (平成 26 年度以降新規採択事業を除く)	52.1%	100%
新たな公共交通システムの確立	未実施	実施



為又 1 号線



自転車レーン

用語解説

※ 1 コミュニティバス：地域住民の利便性向上のため、一定の地域内を運行するバス。

※ 2 バリアフリー化：障がい者や高齢者等が生活する上で妨げとなる障壁(バリア)を取り除いていくこと。

施策3 快適な居住環境の整備

施策のめざす方向

健全な都市環境の確保や美しいまち並みの創造等に向けた取組を市民と協働で進めるとともに、都市基盤や公園、公営住宅の整備等に取り組み、誰もが快適に住み続けることのできる居住環境の実現を図ります。

経緯・現状

- 近年、本市では都市のスプロール化^{*1}やそれに伴う中心市街地の空洞化等が課題となっていました。また、まちなか市営住宅や市営市場、宇茂佐第二地区の土地区画整理事業が完了するなど、都市基盤の整備を進めており、現在は名護第三地区で土地区画整理事業を進めています。
- また、平成25年3月に策定した「名護市道路維持管理整備プログラム」に基づき、限られた財源の中で効率的・効果的な道路の維持管理に取り組み、快適な居住環境の維持向上に努めています。
- 平成24年度に「名護市景観計画」を策定し、本市の魅力的な景観の保全・創造等に向けて取り組んでいます。また、地域の活性化やふるさとへの愛着・誇りなどを育むために、市民等と協働で取り組むことが求められています。
- 市民一人当たりの公園面積は、平成24年度末19.26㎡と、県内でも高い水準にありますが、いまだ整備が不十分な地域も見られます。また、施設が老朽化している公園も見られます。
- 陸上競技場や野球場の老朽化が進むなかで、スポーツコンベンション等の新たなニーズへの対応を図るため、総合運動公園として整備することが求められています。
- 市営住宅については、「名護市住宅マスタープラン（平成16年度）」及び「名護市公営住宅等長寿命化計画（平成22年度）」に基づき、新規整備や維持管理等に努めています。引き続き、同計画に基づく市営住宅の新規建設、既存市営住宅の建替え・改善、適切な維持・管理に取り組むとともに、住宅マスタープランの計画

期間終了に伴い、名護市住生活基本計画の策定が必要です。

【施策に関する市民の声】

- 名護市は住みやすいまちである。
- 名護市の美しい自然や景観の保全のため、建築物の高さや建物の形態・意匠に規制が必要である。
- 旧集落のまち並みや古民家を保全・活用してはどうか。
- 安全性（防犯等）を確保しつつ、地域の美しい環境づくり施策を打ち出してほしい。
- 自然や公園は多いが、遊具等の設備が充実していない（遊具の数や手入れの面で）。
- 子どもたちの安全な遊び場（公園等）を増やしてほしい。
- 公園の施設（トイレ等）が老朽化しているところや不衛生なところがあるので、きちんと管理してほしい。
- 道路整備などの各種事業でできた小さな残地等をポケットパーク等として整備するなど、都市部の緑を増やし、まち全体が公園のような市街地にしてほしい。
- 市営住宅を整備してほしい。
- 市営住宅入居応募時の抽選で、母子世帯等へ優遇措置をしても、倍率が高すぎて入れない。ひとり親世帯の枠を確保するなど、より要配慮者が入りやすい制度が必要ではないか。
- 民間賃貸住宅の空き家がたくさんあるので、市が借り上げて活用してはどうか。

課題

- 美しいまち並みの形成に向けた取組
- 既成市街地における都市基盤等の再整備
- 都市計画が決定された長期未着手公園の見直しと地域の特色を考慮した新規整備
- 公園の適切な維持管理の推進と老朽化した公園の再整備
- 農住集落域の定住促進等に資する市営住宅の計画的な整備
- 既存市営住宅の計画的な建替え・改善等と適切な維持管理

1. 都市基盤の整備

- 現在事業中の名護第三地区土地区画整理事業を推進します。
- 地域の拠点施設として屋我地支所・屋部支所の建替えと羽地内水面の整備に努めます。
- 市民の快適な居住環境確保のため、日常生活を営む上で重要な役割を担う道路の適切な維持管理等をはじめ、市民生活の快適性・利便性向上につながるよう都市基盤の維持管理及び再整備に取り組みます。

2. 景観行政の推進

- 「名護市景観計画」に基づき、本市の魅力的な景観の保全・創造等に取り組むとともに、景観計画や景観づくりに関する情報等の提供・発信等に取り組みます。
- 景観計画に位置づけられた届出対象行為については、事業者等との事前協議等を十分に行い、景観形成基準に基づいた建築・開発等を行うよう助言・指導します。

3. 公園の整備推進と維持管理の充実

- 公園の整備については、市民の意見を踏まえ、引き続き安全性に配慮した親しみのある公園整備を推進します。
- 公園遊具等の設備についても、計画的な修繕・更新に努めます。
- 直轄管理となっている公園等については、指定管理者制度の導入等、効率的・効果的な維持管理の在り方を進めるとともに、地域住民との協働による公園の適切な維持管理を図ります。
- 「名護市みどりの基本計画」に基づき、公園・ポケットパークの整備等や「名護市景観計画」に基づく緑化等を進め、都市部における緑の確保・創出を図ります。
- 市民ニーズを把握しつつ、利便性向上につながるよう老朽化したスポーツ施設の整備拡充を図ります。

4. 総合的・計画的な住宅政策の推進

- 「名護市住宅マスタープラン」及び「名護市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の計画的な新規建設・建替え・改善等を図るとともに、効率的かつ効果的な維持管理を進めます。また、平成 27 年度に住宅マスタープランが期間終了となるため、「名護市住生活基本計画」の策定に取り組みます。
- 市営住宅の入居選考に際して、母子世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等の要配慮者への優遇措置を引き続き行います。
- 市営住宅の家賃徴収業務の強化を図ります。
- 既存市営住宅と同様に、新規整備された市営住宅についても自治会の発足を促進します。
- 市内各地で空き家となっている古民家の再生・保全及び活用を図るなど、良好なまち並み景観を維持・創造しつつ、良好な住環境の整備に努めます。

◆重点的に取り組む活動

- ・道路等、日常生活に必要不可欠な都市基盤の適切な維持管理
- ・都市部における緑の確保・創出
- ・市営住宅の計画的な新規建設・建て替え・改善の推進
- ・市営住宅入居選考時の要配慮者への優遇措置の充実

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
平成 24 年度道路維持管理整備プログラムを基準とする道路補修率（補修路線累計数/全補修路線数×100）	0%	100%
景観計画に基づく届出件数	0件	240件
市営住宅の整備戸数（累計）	823戸	849戸

用語解説

※1 スプロール化：無計画な開発が行われることにより、市街地部から郊外へ虫食い状に宅地等が拡散していく現象。

施策4 安全で安定した水の供給

施策のめざす方向

将来にわたって市民に安全な水を安定的に供給するため、水道事業の健全な運営や水道施設の整備・維持管理、水資源の安定的確保と有効利用に取り組みます。

経緯・現状

- 本市の水道水は主に市内河川を水源とし、名護市中央浄水場、辺野古浄水場及び県企業局名護浄水場から配水しています。
- 本市の給水世帯数、年間給水量はおおむね増加傾向にあり、この間、水道管の新たな管路整備や取水施設整備等に取り組んできました。
- 水質検査率は100%で、安全で安定した水の供給を図っています。水道施設については、監視カメラ等を設置し、中央浄水場より遠隔監視を行うとともに毎日巡回し保守点検を行っています。
- 有収率^{*1}は平成24年度現在91.9%となっており、引き続き老朽管の布設替えによる有収率向上が求められます。また、水道料金滞納分の徴収や事業執行体制の検証等を行い、より効率的・効果的な経営を図ることが望まれています。
- 水道事業の概要や水質検査結果等について、市水道部のホームページや水道だよりで公開しています。一方で、ホームページが市民にあまり活用されていない状況も見られることから、水道事業に関する認知度向上に向けた取組が必要です。
- 上水道給水区域内で、一部上水道に接続されておらず、簡易水道^{*2}を利用している地域があ

ります。これら簡易水道については、地域の資源として活用される一方で、一部水質面で問題等も見られることから、引き続き、適正な維持管理の指導強化を行うとともに、上水道への切り替えを促進する必要があります。

- 平成21年度に「名護市地域水道ビジョン」を策定し、本市水道事業の将来像やそれを達成するための方策及び目標等を位置づけています。今後、より実効性のある計画とするため、計画の点検評価に取り組むとともに、必要に応じて計画の改定等を行っていく必要があります。

【施策に関する市民の声】

- 水道施設の適切な更新が必要である。
- 簡易水道を使用している地域は、それを地域の資源として大切にとらえているので、地域の資源や特性を生かすまちづくりをしてほしい。
- 名護市は水資源が豊富である。
- 安全・安心な名護市の水をもっとPRする必要がある。
- 飲み水が家庭に届くまでのプロセスや使った後どこへ流れていくのかなど、水を大切にするような意識啓発が必要。

課

題

- 有収率の向上及び水道料金滞納分の徴収強化
- 水道事業執行体制の検証等による、より効率的・効果的な事業実施
- 市民の水道事業への理解向上
- 名護市地域水道ビジョンに基づく計画的な水道施設の拡充整備・維持管理強化
- 水資源の安定的確保と有効利用
- 簡易水道の上水道への切り替え促進と適正な水質管理

具 体 的 な 取 組

1. 水道事業の健全な運営

- 漏水調査を積極的に実施し老朽管の布設替えや配水ブロック化を進め、有収率の向上を図るとともに、水道料金滞納分の徴収について積極的に推進します。
- 公営企業としての経済性を発揮するとともに、現在の体制も検討しながら、より効率的・効果的な事業実施に向けた取り組みを図り、水道事業の健全な運営を進めます。

2. 計画的な水道施設の拡充整備及び維持管理の強化

- 今後とも安全で安定した水の供給を図るため、「名護市水道整備計画(名護市地域水道ビジョン)」に基づく計画的な水道施設の拡充整備、維持管理の強化に取り組むとともに、社会情勢の変化等により必要に応じて計画の見直し等を行います。

3. 水資源の安定確保と有効利用

- 水資源の安定的確保を図るため、引き続き市民の日常的な節水意識の高揚を図り、水資源の有効利用を促進します。

4. 上水道への切り替え促進及び水質管理

- 給水区域内で上水道に接続していない地域については、地域住民との十分な協議等を行いながら、上水道への切り替えを促進します。
- 一方で、簡易水道について、水質検査等の支援を行いつつ、適正な水質管理に向けた指導に努めます。

5. 災害等への対応

- 災害等における水道利用者への影響を最小限にするため、各種危機管理マニュアルに基づき引き続き継続的な危機管理訓練を実施し職員の危機対応能力の向上に努めます。
- 震災においても可能な限り給水を確保するため、水道施設の耐震性の向上を推進します。

6. 水道事業等に関する情報発信の充実

- 水道部ホームページや市民のひろば等の情報媒体を活用し、水質検査の結果や災害時に備えた危機管理訓練内容等業務状況等の情報提供の充実に取り組み、水道事業に関する理解の向上を図ります。
- 節水のみならず、市民一人ひとりが水資源そのものの大切さを意識し、自然環境保全の意識向上につながるような情報発信を行います。

◆重点的に取り組む活動

- 水道事業や水資源に関する情報発信の充実を図り、市民の節水意識や水資源そのものを大切にする意識の高揚に向けた取組

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
有収率 【(年間総有収水量/年間総配水量) × 100】	91.9%	93.4%
水質基準不適合率 【(水質基準不適合回数/全検査回数) × 100】	0%	0%

用語解説

- ※ 1 有収率：水道料金徴収の対象となった水量（有収水量）を、浄水場から配水された水量（配水量）で割った値（％表示）。
- ※ 2 簡易水道：ここでの簡易水道は、水道法上の用語である「簡易水道」ではなく、上水道未接続世帯が利用している集落内の自己水源を指す。



羽地大川取水施設ラバー堰

施策5 生活衛生の向上

施策のめざす方向

下水道事業等の適切な生活排水処理の推進や野犬、野良猫、ハブ、ハチや蚊等害虫対策等に取り組み、環境にやさしく、衛生的なまちづくりを進めます。

経緯・現状

- 公共下水道については「名護市公共下水道全体計画」に基づき事業認可区域^{※1}の整備を進めており、平成24年度現在、認可面積整備率72.1%、人口普及率^{※2}61.2%となっています。
- 下水道整備区域内^{※3}であるにも関わらず、未接続の世帯もあるため、接続率の向上に向けた取組が必要です。
- 老朽化した下水道処理施設の改築や雨水管・汚水管の適切な更新を進めていく必要があります。
- 財政的視点から、下水道料金の改定について検討する必要があります。
- 飼い犬登録や狂犬病予防注射接種の促進など、適正なペットの飼い方に関する指導等の強化が必要です。
- 近年、タイワンハブの増加が問題となっており、市内各所にハブ捕獲器を設置し、対策を行っています。今後、近隣町村と連携を図りながら、ハブ対策を進めることが求められています。

【施策に関する市民の声】

- 道路側溝から悪臭がする。
- 下水道の早期普及。
- 下水道の整備状況や今後の計画がわからない。
- 下水処理場から出る汚泥の有効活用（エネルギー化の検討）なども進めてはどうか。
- 地域によっては下水道ではなく、合併浄化槽での汚水処理が適しているのではないか。
- 下水道施設の更新が必要である。
- ハブの危険性もあるため、空き地の雑草をどうにかした方がよい。
- 捨て犬や捨て猫が多い。

課題

- 下水道事業の健全運営と事業認可区域内の整備・接続率向上
- 下水処理事業の拡大への取組
- 汚泥の農業用肥料としての有効活用の推進
- 野犬、野良猫、ハブ・ハチや蚊等害虫等の対策強化
- 葬斎場の維持管理



修景用水を活用した親水空間



下水道工事の様子

1. 適切な生活排水処理の推進

- 事業認可区域内の整備と老朽化した処理施設の改築更新を進めます。また、下水道計画区域外^{※4}については、生活排水処理に対する地域住民の声に耳を傾けつつ、県計画（沖縄県下水道等整備構想等）の見直しに際して集合処理区域^{※5}の見直しを働きかけるなど、関係機関と連携し、地域の実情に応じた生活排水処理に努めます。
- 下水道使用料金の改定、経費節減、下水道事業の健全な運営に努めながら、下水道施設の整備推進及び適切な維持管理を図ります。
- 下水道整備区域内の下水道未接続世帯に対して接続を促すとともに、水洗便所改造等資金の活用を促進します。
- 引き続き下水処理水の修景用水^{※6}としての再利用を行うとともに、下水処理場から発生する汚泥の農業用肥料等としての有効活用及び質の向上等に取り組みます。

2. 野犬・野良猫・ハブ・害虫等の対策強化

- 飼い犬登録の促進や狂犬病予防注射の受診勧奨を進め、飼い主のモラル向上に向けた取組を強化します。
- (社)沖縄県獣医師会が実施する犬・猫の避妊・去勢手術助成の案内等を強化し、野犬化・野良猫化の未然防止を図ります。
- ハブ捕獲器の設置強化や近隣町村との連携によりハブ対策を進めます。
- ハチや蚊等の害虫については、発生源の調査・把握を行い、関係部局の連携の下、改善に努めます。

3. 葬斎場の維持管理

- 既存葬祭施設に修繕等必要な措置を施し、市民の利用ニーズに応えられるよう維持管理に努めるとともに、老朽化した施設の改築に向けて取り組みます。

◆重点的に取り組む活動

- 下水道事業の計画的な推進と未接続世帯の接続率向上に向けた取組
- 地域の実情に応じた生活排水処理の推進
- 野犬化・野良猫化の未然防止に向けた取組

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
水洗化率	96.9%	97.5%
下水道事業認可面積整備率	72.1%	76.5%

用語解説

- ※1 事業認可区域：近年中に下水道を整備する区域として国や県から認可を受ける区域で、認可を受けると国庫補助の対象地区となる。
- ※2 人口普及率：総人口に対する下水道整備区域内の人口の割合。
- ※3 下水道整備区域：直ちに下水道に接続可能な区域
- ※4 下水道計画区域：将来下水道を整備する計画区域
- ※5 集合処理区域：主に公共下水道や農業集落排水処理施設等で汚水を集合処理する区域。
- ※6 修景用水：公園や広場等で主に景観を良くすることを目的とした噴水、人工的に造られた池、せせらぎ等に用いる用水。

施策6 環境にやさしい循環型社会の構築

施策のめざす方向

本市が先人たちから受け継いできた豊かな自然環境や、それによって享受する恩恵を次世代へ継承するため、市民・事業者・各種団体等と行政がそれぞれの役割を認識し、協働による環境にやさしい循環型社会の構築に取り組みます。

経緯・現状

- ・近年、地球温暖化等、地球規模での環境問題が顕在化するなかで、身近な地域における自然環境の保全に向けた取組が重要となっています。
- ・平成25年度に「名護市環境基本条例・基本計画」を制定・策定し、市民等との協働のもと、人と自然が共生する循環型環境都市の形成に向けて取組をはじめています。
- ・平成18年度に策定した「名護市地球温暖化防止実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量削減に向けて取り組んできました。また、同計画の計画期間終了に伴い、計画の見直しが求められています。
- ・市内小中学校における環境学習の実施や中央公民館における講座の開設等、本市の循環型社会の構築に資する人材の育成を行っています。
- ・名護市での総ごみ処理量は、平成24年度現在17,421tで、うち19.2% (3,338t) が資源化されています。
- ・平成21年度より、ごみの分別を8分別から16分別へ細分化した成果もあり、平成24年度のごみの資源化量は平成19年度(1,275トン)の約3倍となっています。一方で、市民からは分別が難しいとの声も多く寄せられており、分別方法の再検討が必要となっています。

- ・一般廃棄物処理施設の老朽化が進んでおり、また、最終処分場の残余年数も迫っている状況にあります。
- ・民間住宅への太陽光発電システム設置補助等、民間への省エネルギー^{*1}・新エネルギー^{*2}導入支援を行っています。

【施策に関する市民の声】

- ・環境問題は後世にまで残してしまうため、今しっかりと取り組んでほしい。
- ・自然と人が共存できる社会、美しい自然と豊かな暮らしの両立が必要。
- ・地域の自然資源を環境学習の場として活用し、子どもたちへ引き継いでいきたい。
- ・子どもだけではなく、大人の環境学習の機会づくりが必要。
- ・本島で一番進んだ環境保全対策を行っていくことを望む。
- ・市民と行政との協働により、将来的には焼却施設や最終処分場(埋立)が必要な循環型都市の形成を目指してほしい。
- ・ごみの分別を積極的に行っているのはすばらしいが、分別の目的やその効果について市民への周知が足りない。
- ・ごみの分別が細かすぎて難しく、特に高齢者が困っているのを見直して(簡素化して)ほしい。
- ・市指定ごみ袋の値段が高い。
- ・燃えないごみの回収回数を増やしてほしい。

課題

題

- ・環境に対する意識の高揚
- ・自然地におけるごみの不法投棄の防止
- ・環境学習の充実による人材育成の推進
- ・市民・事業者・行政の三者協働によるごみの発生抑制・再資源化の推進
- ・効率的で合理的なごみ収集・処理体制の整備
- ・一般廃棄物処理施設、し尿処理施設の老朽化、最終処分場の残余年数問題への対応
- ・省エネルギー・新エネルギーの導入・普及促進
- ・公共公益施設の緑化及び省エネルギー・新エネルギーの導入

1. 環境意識の普及・啓発

- 「名護市環境基本条例・基本計画」に基づき、市民・事業者・各種団体等と協働し、環境にやさしい循環型都市の形成に取り組みます。
- 市民の環境意識の高揚を図るため、本市の豊かな自然環境を活用した環境学習等を進めるとともに、環境に関する各種情報の提供、普及・啓発活動等に取り組みます。
- 環境意識の高揚を図りつつ、市民との協働による監視体制の充実等を図り、自然地でのごみの不法投棄防止に努めます。

2. 循環型社会の構築に資する人材の育成

- 引き続き学校教育・社会教育等における環境教育の充実、自然体験活動の実施等により、環境学習の機会・教材・人材情報等の提供に努めます。

3. ごみの発生抑制・再資源化の促進と廃棄物の適正処理

- 各地区のクリーン推進員^{※3}と連携しながら、廃棄物問題やごみの発生抑制・再資源化の取組事例等の普及・啓発を行うことで市民等の意識向上を図り、主体的な取組や活動への積極的参加を促進します。
- 事業者に対するごみ減量の指導等の強化・充実に取り組み、市民・事業者・行政の三者協働によるごみの発生抑制・再資源化を進めます。
- 引き続き、ごみの分別収集に取り組むとともに、市民意向を把握しながら適切な分別方法の検討を行います。
- 高齢者一人暮らし世帯へ分別支援員を派遣し、分別を支援します。
- 一般廃棄物処理施設及び最終処分場の整備、延命化に向けた取組を進めます。
- し尿処理施設・設備の修繕を行うとともに、新たな処理施設については、広域化をめざします。

4. 新エネルギーの導入・普及促進

- 引き続き公共施設の整備等に当たっては緑化や省エネルギー・新エネルギーの導入に取り組むとともに、民間への普及・啓発、導入への支援及び支援制度の周知等を通じた導入促進に取り組みます。

◆重点的に取り組む活動

- 市民の環境意識高揚に向けた環境学習や各種情報提供による普及・啓発活動の推進
- 廃棄物問題やごみの発生抑制・再資源化に対する市民等の意識向上に向けた普及・啓発及び市民等の主体的かつ積極的な活動促進

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
廃棄物排出量	17,421 t	16,878 t
総資源化量	3,338 t	2,980 t

用語解説

- ※1 省エネルギー：エネルギーを効率的に利用したり、余分なエネルギーの消費を抑えることによって、エネルギーの消費量を削減しようというもの。
- ※2 新エネルギー：資源の制約が少なく、環境負荷の小さいクリーンなエネルギー。太陽、風力、水力等の「自然エネルギー」・「再生可能エネルギー」、ごみ焼却廃熱や下水熱等の「リサイクルエネルギー」、コージェネレーション（燃料を燃やして発電する際に生じる余った蒸気や熱水を暖房・冷房に利用するシステム）等の「高効率エネルギー」がある。
- ※3 クリーン推進員：市民と行政とが連携してごみの分別や再資源化等の啓発活動を進めることを目的に、ごみ減量や適正処理等に対し見識を有する市民等に委嘱し、各区、自治会等での設置を行うもの。

施策7 防災・救急体制の充実

施策のめざす方向

市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、市民と行政とが連携し消防・防災体制の強化を図ることにより、災害に強いまちづくりを進めます。

経緯・現状

- 平成23年3月11日、未曾有の大震災となった東日本大震災においては、揺れによる建物の倒壊や同地震に伴って発生した津波等により、甚大な被害をもたらしました。東西が海に面する本市においても、平素から市民一人ひとりの防災意識を高め、不測の事態に備えることが重要です。
- 平成24年度に「名護市地域防災計画」の見直しを行い、同計画に基づく防災体制の整備を進めています。
- 沖縄県が示した津波予測を参考にしつつ、各地域の方々と協力し、避難場所等を地域別にまとめた「名護市ハザードマップ^{*1}」の作成・配布を進めています。
- 地域においてあらゆる災害に対応できるよう、自主防災組織の立ち上げを促進しており、平成25年現在、3地区で組織が立ち上がっています。今後は、自主防災組織の育成や支援方法(防災・消防・救急資器材の貸出等)の検討が求められています。

- 交通事故や高齢化社会等により救急要請が増加傾向にあります。このため、名護市においては、これまで水槽付消防ポンプ自動車等の配置や公共施設へのAED設置^{*2}、市民へのAED講習の開催等、消防体制・救急救助体制の充実に努めてきました。

【施策に関する市民の声】

- 名護市の災害対策や防災計画が全く分からない。大地震や津波が起きた際の具体的な対策を市民にもわかりやすく公開してほしい。
- 海拔表示をもっと増やすべき。
- ハザードマップが市民に知られていない。
- 台風時には風の音で防災無線が聞こえないことがあるため、コミュニティFMの活用など、多様な媒体を活用した防災情報の発信が必要。

課題

題

- 消防庁舎の高台への新築移転
- 消防施設・資器材、救急救助用車両・資器材等の計画的な更新と維持管理
- 防災情報提供の充実、防火・防災意識の高揚等による地域防災力の向上



防災訓練(許田)



消防職員による防災教育

具 体 的 な 取 組

1. 消防・防災体制の整備・充実

- 消防庁舎の高台への新築移転を推進します。
- 消防施設・資機材等の計画的な更新及び維持管理を行います。
- 建築物に対する指導等の火災予防の徹底やイベント等を通し市民の防火意識の普及啓発に取り組みとともに、住宅等に住宅用火災警報器の設置を促進します。
- 津波災害から市民の命を守るため、津波避難施設の指定を推進します。
- 国のシステム（J-ALERT）と連携し、多様な情報伝達手段を備える緊急情報配信システムの整備を行い、災害等が発生した際にはコミュニティFMを活用する等、災害情報を市民にいち早く伝えることで、迅速かつ円滑な避難の確保を図ります。

2. 救急救助体制の充実

- 救急救助車両・資器材等の計画的な更新及び維持管理を行うとともに、救急救命士の処置範囲拡大に伴う教育・研修の充実に努めます。
- 市民一人ひとりが応急手当を身につけることができるよう、引き続きAED講習会等の各種救急法講習会を実施するとともに、「まちかど救急ステーション^{※3}」の認定促進に向けて取り組みます。

3. 地域防災力の向上

- 災害時に市民が適切に避難できるよう、避難場所等を地域ごとに整理したハザードマップの周知を進めるとともに、必要に応じてハザードマップの適切な更新を行います。
- 地域への防災訓練実施の呼びかけ強化や訓練の実施支援等による市民の防災意識の高揚に努めるとともに、地域の消防団及び自主防災組織等との連携充実・強化を図ります。
- 各区での自主防災組織の立ち上げを促進するとともに、自主防災組織への支援に努めます。
- 市関係部局や地域団体、市民等との連携の下で、災害時要援護者^{※4}対策に取り組みます。
- 小中学校で命を守る防災教育の充実に取り組みます。

◆重点的に取り組む活動

- 災害情報伝達手段の多様化
- 自主防災組織の立ち上げ促進及び自主防災組織への活動支援
- 地域への避難訓練実施の呼びかけ強化

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
消防団員数	161 人	200 人
地域防災組織の組織数	2 団体	55 団体

用語解説

- ※1 名護市ハザードマップ：災害が発生した場合の避難予定場所、津波浸水予測区域、急傾斜地崩壊危険箇所情報を地図上に示したもの。
- ※2 AED：自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator)の略称で、心停止状態に陥ったとき、心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻すための医療機器。
- ※3 まちかど救急ステーション：救命講習修了者が常駐し、かつAED機材を設置している事業所を「まちかど救急ステーション」として名護市消防本部が認定を行っている。
- ※4 災害時要援護者：災害発生時に「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、観光客等が挙げられている。

施策8 安全・安心なまちづくりの推進

施策のめざす方向

市民の安全・安心な日常生活を確保するため、交通安全対策の推進や防犯対策の強化を図るとともに、公共施設のバリアフリー化を進めることにより、市民誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

経緯・現状

- 本市においては、9次にわたる「名護市交通安全計画」の下で、交通安全施設等の整備や交通安全思想の普及啓発等に努めてきました。しかしながら、交通事故発生は依然として年間200件以上発生している状況にあります。
- 近年、犯罪が複雑多様化する中で、地域ぐるみでの防犯対策をより一層強化していくことが求められます。
- 現在、市管理の防犯灯等の整備・修繕を進めるとともに、区管理の街灯設置等への支援を行っています。
- また、平成25年度現在、53箇所ですべて自主防犯パトロール組織が立ち上げられています。
- 公共施設の新規整備や改築等に際して、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化^{*1}を進めています。
- 平成25年3月に「名護市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を制定し、市が管理する都市公園のバリアフリー化に関する基準を定めています。今後、公園の整備又は改修等を行う際には、同条例の基準に基づきバリアフリー化等を行う必要が 있습니다。

【施策に関する市民の声】

- 道路の白線が消えている・薄くなっているところが多く、雨の日など危険である。
- 通学路の安全確保が必要である。
- 地域の安全対策のために防犯灯等の整備を進めてほしい。
- 子どもたちの安全を守るため、通学路に防犯カメラを設置してほしい。
- 高齢者や障がい者のためのバリアフリー化を進めてほしい。
- 授乳室や子ども用トイレの整備を進めてほしい。

課題

- 交通安全施設等の整備充実と効果的な交通安全対策の実施
- 運転者、歩行者それぞれの交通安全に対する意識向上
- 地域における自主的な防犯活動の促進
- 全ての人に優しい公共公益施設の整備

用語解説

※1 バリアフリー化：障がい者や高齢者等が生活する上で妨げとなる障壁（バリア）を取り除いていくこと。

具体的な取組

1. 交通安全対策の推進

- 「名護市交通安全計画」に基づく交通安全施設の計画的な整備及び適切な維持管理、効果的な交通安全対策等を進め、交通安全意識の向上に努めます。
- 運転者、歩行者それぞれの交通安全意識やマナーの向上のため、交通安全運動等の実施・支援を行います。

2. 防犯対策の強化

- 地域の防犯対策強化や夜間の安全性確保のため、街灯の設置、維持管理への支援を継続します。
- 名護警察署と連携し、防犯パトロール等に取り組むことで、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、名護地区防犯協会への活動支援等、地域ぐるみでの防犯体制の強化を図ります。
- 市民や子どもたちを犯罪等から守るため、通学路や商店街等への防犯カメラ設置を推進します。

3. 全ての人に優しい公共公益施設の整備

- 誰もが安心・快適に暮らすことができるよう、官公庁施設等、公共公益施設の新規整備に当たっては「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリーを行うとともに、既存公共公益施設についてもバリアフリー化に努めます。
- 子育てをする方々にも使いやすい施設を目指し、授乳室や子ども用トイレなどの整備に努めます。
- 市内公園の新規整備等に当たっては、「名護市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、公園施設のバリアフリー化を図ります。

◆重点的に取り組む活動

- 交通安全対策の実施
- 防犯活動の支援
- 公共施設のバリアフリー化推進

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
交通事故発生件数	202 件	減少
街灯の設置数	2,679 基	3,000 基



交通安全キャンペーン



交通安全運動出発式



饒平名区グラウンドゴルフ大会